

## 施設整備事業者選定に係るFAQ

1. この公募で選定された整備事業が、次の年度に補助金を受けられるという理解で良いか。

**本公募における選定がすなわち補助の決定を示すものではなく、予算化されない可能性もあります。**

選定された事業のその後の事務の流れとしては、公募にて選定した候補者の事業について、子ども未来部から市財政部局に対して、次年度の事業として予算要求を行います。

この予算要求に対し、市財政部局においては、事業の必要性、緊急性及び市全体の財源配分等を勘案し、市政上、当該年度に予算化が必要であると当該部局により判断された事業のみが、予算化の予定となります。

その後、市議会の議決を受けて、初めて予算が成立するものです。
2. 応募にあたり、耐震診断または老朽度調査は必ず行わなければなりませんか。

双方とも建築事務所による診断・調査が必要であり費用も発生することから、調査の実施は応募の必須要件とはしていません。ただし、調査を実施していない場合、当該項目についての加点は受けられません。
3. 耐震診断または老朽度調査の結果報告書の提出にあたり、調査・診断の実施年度に制限はありますか。

調査等の実施年度に制限はなく、条件に合致していれば古いものでも構いません。
4. 旧耐震基準施設（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている）ではない施設、または、処分制限期間を過ぎていない施設でも応募することは可能ですか。

応募は可能です。ただし、建物の経過年数についての加点は受けられません。
5. 施設に複数の棟があり、旧耐震基準施設又は処分制限期間を超えた棟とそうでない棟がある場合、経済的理由から複数棟を併せて応募することは可能ですか。

施設の老朽化対策の事業に対して加点を行うため、老朽化した棟とそうでない棟を併せて応募された場合、これらの棟を切り分けてそれぞれ別の応募として審査します。この審査により1棟のみが補助対象となった場合、補助金も当該の1棟分に対する工事等の費用のみが対象となります。
6. 補助対象事業として選定された後、工事請負契約の入札をする際に補助対象外の工事等を併せて入札及び契約することは可能ですか。

工事請負契約に含んでいただくことは可能ですが、実際の補助金の算定にあたっては、選定時に協議を受けていた工事等のみを補助対象とすることとなります。また、補助対象の工事等においても、補助対象経費と補助対象外経費を切り分け、補助対象経費のみを補助金の対象として算定することとなりますので、ご承知おきください。
7. 国の「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」における補助基準額は定員数で金額が定められていることから、整備時に一旦利用定員を増やし、整備後に現行の利用定員に戻すことは可能ですか。

施設整備事業は国及び市の公費による事業であり、最大限効率的な経費運用を行うべきであることから、補助基準額の調整のためだけに定員変更を行うことは認めておりません。

8. 整備後、やむを得ない理由での利用定員の変更も受け付けられないのですか。

施設整備事業においては、整備前の利用定員の設定時に、整備後に定員変更が発生しないように適切な設定を行っていただくことをお願いしております。しかし、地域の児童の著しい減少等、その時点では予見できないような定員変更の必要性が発生したもののについては、妥当性を検討し、変更を受け付ける場合があります。

9. 実際の補助額を知りたい場合はどうしたらよいですか。

「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の積算方法及び基準額により積算し、国1/2、市1/4の割合での補助を行います。具体的な補助額についてお知りになりたい場合は、国要綱を熟読の上で補助基準額を試算いただき、積算の正否について当課にお問い合わせください。

ただし、補助事業前にお伝えできるのはあくまで補助基準額＝補助上限額のみであり、補助事業の実施内容により補助額が満額とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 設計変更による施設の縮小や、認定こども園における教育部分・保育部分の保育室等の面積割合の変動などによって、補助額の減額が発生することがあります。

10. 応募したが選定されず、補助対象とならなかった場合、次年度の補助対象となる等の優遇措置はありますか。

毎年度、その年に応募を受けた案件について審査を実施し、補助対象事業を決定することとしているため、優遇措置はありません。ただし、選定されなかった事業について、翌年度以降も応募いただくことは可能です。

11. 募集締切の時点で、基本設計等の事業計画が未完成であっても申込書を提出することは可能か。

事業審査においては、各応募者から提出いただく申込書を基に審査しますので、未完成の計画案は受付できません。

12. 大規模修繕区分で審査対象とされている「耐震改修又は一定年数を経過しており安全上の必要な設備等の改修費用が、修繕工事費の5割を超える事業」の「一定年数を経過しており安全上の必要な設備等の改修費用」とはどのようなものを指すのか。

国要綱においては、大規模修繕区分で実施できる内容として「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」(令和5年8月22日付けこども家庭庁通知)を用いて整備種類が示されておりますが、これらの「1 対象事業」の内、(1)①、(2)、(4)②、(5)、(6)、(8)の事業を想定しています。

ただし、「1 対象事業」のその他の事業についても、老朽化の進行に対して安全性を確保又は改善するための工事であれば審査対象としますので、その場合の大規模修繕の内容については、提出書類中の審査申請書の様式第3号「5 整備計画」に内容を記載してください。